

胎内市立中条中学校 PTA 役員選出細則

第1条 選考委員会

- ① 選考委員は、常任委員会の委員全員が務める。
- ② 選考委員長は、PTA 会長が務める。

第2条 選出する役員とその数

- ① 三役：会長 1 名、副会長 3 名（校長含む・1 名は会計監査兼務）、会計監査 2 名
- ② 地域部役員：行政区で構成する 9 ブロックから各 2 名
- ③ 学年部役員：各学年 4 名
- ④ 教養部役員：各学年 2 名
- ⑤ 育成部役員：各学年 2 名
- ⑥ 広報部役員：各学年 3 名

第3条 役員選考の対象者

- ① 選考対象者は、中条中学校区の小学校 6 年生、中学校 1・2 年生の保護者とする。
- ② 次年度に小学校・高校で PTA 役員を務めることが内定している者は選考対象外とする。

第4条 会長・副会長・会計監査の選出

- ① 会長・副会長・会計監査の候補者は、10 月に行う希望調査を基にして、12 月末までに選考委員が決定する。
- ② 会長・副会長・会計監査の候補者は、1 月中に会議をもち、互選により役職を決定する。

第5条 地域部役員の選出

- ① 地域部役員は、10 月に行う希望調査を基にして、12 月末までに、以下の 9 ブロックからそれぞれ選出する。

ブロック	行政区	ブロック	行政区
1	本町・表町・新栄町・西栄町・西本町	6	つつじが丘・関沢・長橋・星の宮
2	東本町 1・東本町 2・北本町・新和町	7	本郷町・協和町・あかね町
3	飯角・半山・大川町	8	西条町 1・西条町 2・赤川
4	並槻・野中・追分・羽黒・二葉町	9	柴橋・城塚・川内
5	住吉町・若松町		

- ② 第 3 条②に規定する者の他、会長・副会長・会計監査の立候補者は選考対象外とする。
- ③ 地域部役員の希望者が多数の場合、選考委員による抽選で決定する。
- ④ 地域部役員の希望者が各ブロックの定員に満たない場合、選考委員が協議して決定する。

第6条 学年部役員、専門部（教養部・育成部・広報部）役員の選出

- ① 学年部役員、専門部（教養部・育成部・広報部）役員は、各学年の保護者が協議して互選により決定する（1 月末まで）。
- ② 第 3 条②に規定する者の他、会長・副会長・会計監査の候補者、他学年で選出する学年部役員・専門部役員の候補者、地域部役員の候補者、当該学年に在籍する子の保護者として中条中学校の PTA 役員を務めた経験のある者を選考対象外とする。
- ③ 学年部役員、専門部（教養部・育成部・広報部）役員は、各学年の保護者が協議で決定できない場合、抽選で決定する。

第7条 附則

- ① 本細則は、常任委員会で制定・改正を行う。
- ② 本細則は、令和 5 年度役員選出より実施する。